

下請法を学ぼう！（第2回）

下請代金支払遅延等防止法（下請法）は、下請取引の公正化、下請事業者の利益の保護等を図ることを目的とした法律です。本欄では、下請法について、数回に分けて解説します。「下請法を学ぼう！」第2回は、「親事業者の義務」についてです。

下請法では、親事業者に対し、次の4つの**遵守義務**を課しています。

ア 発注時には、書面を交付する必要があります（下請法第3条）。

口頭発注によるトラブルを未然に防止するため、親事業者は、発注に当たって、**以下の内容をすべて記載した書面を下請事業者に交付する必要があります。**

発注書面に記載する必要がある事項

- ①親事業者・下請事業者の名称
- ②発注年月日
- ③発注内容
- ④納入場所（提供場所）
- ⑤納期（提供日又は期間）
- ⑥検査完了期日（検査期間）
- ⑦下請代金の額（単価、算定方法）
- ⑧支払期日（支払制度）
- ⑨支払方法
- ⑩原材料等を有償支給する場合は、品名、数量、対価、引渡しの日、決済期日、決済方法

イ 発注時に、支払期日を定める必要があります（下請法第2条の2）。

不当な支払期日の変更、支払遅延により、下請事業者が不利益を受けることを防止するため、親事業者は、下請事業者と合意の上で、**下請代金の支払期日を事前に定めることが義務付けられています。**支払期日は、発注した物品等の受領後（受領とは、下請事業者が納入したものを検査するかどうかを問わず、受け取ることをいいます。）**60日以内でできる限り短い期間**になるように、定めなければいけません。

下請法では、支払期日を以下のように定めています。

- ①当事者間の取決めにより、下請事業者の物品等を受領した日から起算して60日以内に支払期日を定めた場合は、その日が支払期日
- ②当事者間で支払期日を定めなかった場合は、物品等を受領した日が支払期日
- ③当事者間の取決めにより物品等を受領した日から起算して60日を超えて支払期日を定めた場合は、受領した日から起算して60日を経過した日の前日（60日目の日）が支払期日

ウ 支払が遅れたら、遅延利息を支払う必要があります（下請法第4条の2）。

親事業者は、下請事業者に対して支払期日までに下請代金を支払う必要があります。支払期日までに下請代金を支払わなかった場合、発注した物品等を受領した日から起算して60日を経過した日（61日目の日）から実際に支払った日までの期間に係る**遅延利息（未払金額に年率14.6%を乗じた金額）を支払う義務**があります。

エ 取引記録の書類を作成・保存する必要があります（下請法第5条）。

親事業者は、発注時に定めた給付内容・下請代金の額・納期・支払期日や、実際の受領期日・検査の結果、支払った下請代金の額・支払期日・支払方法、手形の満期など、**下請取引に関する事項を記載した書類を作成し、2年間保存**しなければいけません。また、発注書面の写し・納品書・検査証明書・下請事業者からの請求書・支払明細書・銀行の支払通知書などの、発注から支払までの書類を保存することで書類を新しく作成することに代えることができます。

この4つの遵守義務のうち、アの発注書面の交付義務とエの書類の作成・保存義務については、違反した場合の罰則が定められています（下請法第10条）。公正取引委員会では、下請法で禁止されている行為の未然防止の観点から、特に親事業者に対して発注書面の交付を徹底するよう指導しています。

次回は、「下請法で禁止されている行為」について解説します。

お問い合わせは 公正取引委員会事務局東北事務所 下請課 仙台市青葉区本町3-2-23 仙台第2合同庁舎
TEL022-225-8420(直) FAX022-261-3548